

応募対象

松田町の歴史・文化・四季の風景などを、平成28年2月21日(日)～平成30年2月19日(月)の期間内に撮影したもの(デジタル写真も可。1,000万画素以上のもの)。

【一般部門】高校生以上

六つ切り判・四つ切り判(いずれもワイド可)、A4のいずれか

【ジュニア部門】小・中学生のみ 2L判

応募資格

アマチュアの方限定。居住地、年齢、性別などに制限はありません。

応募方法

①町役場3階政策推進課窓口か、町公式サイトから応募票を入手してください。

②応募票に必要事項を記載の上、作品裏面に貼りつけてください。

③町政策推進課へ、郵送か持参してください。

(持参の場合：平日の午前8時30分～午後5時15分)

※応募票もしくは必要事項の記載がない作品は審査対象外となります

審査方法

(社)日本写真家協会会員 にしおかおさむ 西岡修さんをはじめとする町審査員にて選考

結果発表

平成30年3月に、入賞者には町から電話でご連絡するほか、町公式サイトで発表します。

注意事項

○作品について

写真、メッセージともに未発表の作品で、応募者本人が撮影したものに限り。応募作品は返却しません。

○応募について

応募作品、応募用紙に不備があった場合は、受け付けない場合があります。合成写真、組み写真、デジタル加工(実在するものを消したり、実在しないものを描いたりすること)は不可。

○肖像権について

人物が含まれる作品の場合、被写体の肖像権侵害などの責任は負いかねます。必ず被写体ご本人の承諾、使用許可などをとってください。ジュニア部門に応募する小・中学生の方は、被写体の肖像権侵害などに該当しないか保護者の方が必ず確認した上でご応募ください。

○入賞した場合

入賞後に入選した方から原版もしくは写真データを提出していただけない場合は、入賞取消となる場合があります。

入賞作品の著作権は応募者にありますが、使用権は主催者側が有しますので、主催者側が町のPRなど、多目的に使用する場合がございます。ご了承ください。

○個人情報について

応募作品に伴い、取得した個人情報は当コンテストに関する連絡や、入賞作品の発表、紹介以外では使用いたしません。

あなたが見つけた、町の新しい魅力を伝えてください!

平成29年度 松田町 フォト コンテスト



平成27年度 町長賞「大空え」。前回の応募総数は、159点でした。

受付期間 平成30年2月13日(火)～20日(火) 必着(土日を除く)

町では、町の魅力を再発見・再認識することを目的として、松田町の魅力をテーマにしたフォトコンテストを隔年ごとに開催しています。今回も、歴史や文化が薫る、四季の美しさを映しとった写真などの作品を幅広く募集します。入賞された方には賞金(ジュニア部門は図書カード)を贈呈し、入賞作品は町観光パンフレットやポスター、ホームページなどで広く活用されますので、皆さんふるってご応募ください。小・中学生の方の作品もお待ちしております。【問い合わせ】政策推進課 経営戦略係 ☎(83)1222

無料Wi-Fiスポット deおもてなし

【問い合わせ】政策推進課 経営戦略係 ☎(83)1222



Wi-Fi利用画面のイメージ▶

町を訪れる方へのサービス向上の一環として、町の主要な観光名所など7か所に無料Wi-Fiスポット(公衆無線LANサービス)を設置しました。この7か所のスポットでは、Wi-Fi機能を搭載したスマートフォンやタブレットなどのモバイル端末をお持ちであれば、どこでも無料でインターネットに接続できます。これにより、旅行中もインターネットで情報収集をすることの多い、外国人観光客の方の利便性を高め、町の魅力が世界へ発信されや

無料Wi-Fiスポット

- 松田町役場
- 松田山ハーブガーデン
- 町健康福祉センター
- 町民文化センター
- 寄自然休養村管理センター
- 寄ロウバイ園
- 寄ふれあいドッグラン場

すくなることも目的としています。利用される方は、町の観光名所をSNS(ソーシャルネットワークワーキングサービス)上で紹介するなど、町の魅力の情報発信にもぜひご協力ください。

みんなでつくりよう 自治基本条例!!

【問い合わせ】政策推進課 経営戦略係 ☎(83)1222



第10回審議会(平成29年3月29日)

第10回審議会を3月29日(水)に、第11回審議会を4月26日(水)に、それぞれ開催しました。条例の名前を「松田町自治基本条例」とすることを正式に決定しました。名称決定に当たっては、委員からさまざまな候補案が挙げられた中で、「違和感のないシンプルな名称が良い」との意見を尊重し、確定しました。

この回から本格的に、条文(案)の検討を始めました。これまでの議論を踏まえ、条例全体で10章の構成とし、条文数は27条、30条程度で作成することとなりました。また、第1章(総則)の第3章(まちづくりの基本原則)について、意見交換や情報共有を図りました。

第11回審議会では、第10回審議会に引き続き、第10回審議会が決定した「松田町自治基本条例」として議論を深めるとともに、第4章(役割と責務)についても協議を行いました。

町では、町民一人一人が主人公として活躍し、まちの未来を作るに当たり、皆さんと一緒に、「松田町自治基本条例」を策定するため、今後、講演会や町民座談会などを計画していきますので、ぜひご参加ください。

条例に関する取り組みは、町公式サイトでも公開していきますので、ご覧ください。